

お知らせ

特定不妊治療を受けられた人に 治療費の一部を助成

体外受精、顕微授精等の特定不妊治療を受けられた人に、治療費の一部を助成します。

【対象者】

- ① 次の①～③のすべてを満たす人
- ② 申請時に長浜市内に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦
- ③ 滋賀県特定不妊治療費助成を受けている人
- ④ 助成申請時において市税及び国民健康保険料を完納している人

【助成額】

1回の治療につき上限5万円。1年度あたり2回を限度に通算5年間助成します。

【受付対象期間】

平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)に治療を終了したものの、治療が終了した年度内に申請を行ってください。ただし、3月末頃が治療終了の場合は平成20年4月以降、速やかに申請してください。

詳しくは、各保健センターまでお問い合わせください。

長浜市保健センター ☎657779
 浅井健康管理センター ☎742446
 びわ保健センター ☎746022



安全で効果的な治療を目指して 持参薬の情報をください

市立長浜病院では、入院中の薬だけでなく、入院前に服用されていた薬(持参薬)の情報をしっかり把握することにより、安全でより効果的な治療を目指しています。

持参薬とは・・・

患者さんが入院時に持ち込まれる普段お使いになっている薬(飲み薬・点眼薬・貼り薬・注射など全ての薬)のこと。

持参薬の情報を的確に把握することは、入院後の治療をより適切に行ううえでとても重要なことです。薬だけでなく、お薬説明書やお薬手帳も大切な情報源となりますので、入院時には必ずお持ちいただきますようお願いいたします。

医師・看護師・薬剤師が入院時にお聞きすること

- 今まで服用されていた薬の内容
- 薬で困ったこと、気になること
- 薬、食べ物によるアレルギーについて
- 嗜好品、健康食品について

こんなメリットがあります

- ①持参薬と、入院された診療科で処方される薬

- の種類が重なっていないかチェックができ、重複投与を避けることができます。
- ②持参薬や健康食品・サプリメントとの飲み合わせについてもチェックすることができます。
- ③薬の飲み方について薬剤師がアドバイスすることができます。
- ④手術や一部検査の前に服用してはいけない薬を、入院時にチェックすることができます。

持参薬に関するQ&A

Q:入院前に何種類かの薬を服用していました。入院中も同じように飲みつづけてもよいのですか?

A:ご自身の薬ではありますが、入院後の治療で処方される薬との相互作用をチェックしたうえで、そのまま服用できるかを判断します。スタッフに伝えることなく服用を続けないようにお願いします。



入院時以外にも、入院中や退院時、外来窓口でも薬の説明をいたします。ご希望の方は病棟スタッフ、外来お薬お渡し口までお問合せください。

食事のときムセやすくありませんか?



市立長浜病院
 歯科・歯科口腔外科
 西 森 繁 範 先生

物を食べたり飲んだりするときムセやすくなった。そんなことはありませんか?

人は食事中、無意識のうちにあごや首の筋肉をととても複雑で細かな運動をさせて、一瞬のうちに口から食道へと食べ物を送り込んでいます。

この飲み込む動きが衰えてくると「ゴホゴホ」とムセいたり、誤ってノドにもものをつまらせてたりしやすくなってしまいます。

また、口のまわりや舌の筋肉が衰えてくると食べても全部が飲み込めず、口の中に食べ物が残ってしまうことがあります。

これらは「嚥下障害(えんげしょうがい)」と呼ばれる病気の症状です。こうした症状がみられるようでしたら、舌や口のまわり、首の弱った筋肉の動きを元に戻すための運動(リハビリ)が必要です。

口は外界と体の中をつなぐ、いわば大切な玄関です。健康で安全に暮らすためには、この体の「玄関」を常に清掃し、異常があれば早めに対処するように心がけましょう。

滋賀県障害者相談員

滋賀県知事から委託を受け、しょうがいのある方の日常の相談に応じたり、関係機関に連絡をとるなど、指導や助言を行います。お気軽にご相談ください。

◆滋賀県身体障害者相談員

〔任期 平成21年3月31日まで〕

岩崎	喜士雄	(石田町)	☎5942
尾本	清子	(相撲町)	☎8915
酒井	なつ	(朝日町)	☎1829
柴田	善雄	(新庄寺町)	☎0635
藤居	脩	(十里町)	☎7570
浅田	又右衛門	(黒部町)	☎72019
松村	吉洋	(三田町)	☎740251
岩城	功	(細江町)	☎73767
北川	正子	(細江町)	☎74615

◆滋賀県知的障害者相談員

〔任期 平成21年5月31日まで〕

金子	健介	(八幡中山町)	☎6180
高橋	静生	(鍛冶屋町)	☎70770
酒井	助太郎	(早崎町)	☎72554

お問合せは、福祉課(☎6518)へ。

8月1日からはじまります

長浜市妊婦一般健康診査助成事業

市では、母体や胎児の健康を守るため、妊婦一般健康診査について助成を行います。



【対象】市内に住所を有する妊婦

【内容】母子健康手帳交付時に「長浜市妊婦一般健康診査受診票」を3枚発行します。

※受診票1枚につき、3,000円を限度に助成

◆利用できる医療機関 長浜赤十字病院、市立長浜病院、佐藤クリニック、橋場レディースクリニック

※上記の医療機関以外で健診を受けられる場合は、健康推進課までご連絡ください。

現在妊娠中で、すでに母子健康手帳をお持ちの方へ

8月1日時点の妊娠週数に応じて、「長浜市妊婦一般健康診査受診票」を発行します。ご本人が母子健康手帳を持って、健康推進課窓口にお越しください。

◆発行枚数	妊娠週数20週まで	3枚
	妊娠週数21週から30週まで	2枚
	妊娠週数31週から出産まで	1枚

※8月1日以降に長浜市に転入された方は、申請日時点の週数に応じて発行します。

お問合せは、健康推進課(☎7779)へ。

次の手当を受給している人は 現況届・所得状況届を 提出してください

◆対象となる手当 〔提出書類〕

児童扶養手当	〔現況届〕
特別児童扶養手当	〔所得状況届〕
特別障害者手当	〔所得状況届〕
障害児福祉手当	〔所得状況届〕
〔経過的〕福祉手当	〔所得状況届〕

この届は、前年の所得と受給資格を確認するために、毎年8月に提出していただくものです。届出がない場合、手当てが受けられなくなりますので必ず提出してください。

〔提出期間〕

児童扶養手当現況届

8月1日(水)～31日(金)

その他の手当所得状況届

8月13日(月)～9月10日(月)

届出・お問合せは、児童扶養手当(子育て支援課 ☎6514、浅井支所市民福祉課 ☎4354、びわ支所市民福祉課 ☎5253)・その他の手当(福祉課 ☎6518、両支所市民福祉課)へ。